

平成29年度第3回幼保連携型認定こども園等認可審査部会議事要旨

- 開催日時 : 堺市社会福祉審議会規程第6条第1項の規定に基づき、書面回議により審査
- 会 場 : 同 上
- 出席委員 : 部 会 長 (堺市子ども青少年局子ども青少年育成部長) 宮前 安紀子
 委 員 (社会福祉法人 堺市社会福祉事業団事務局長) 上田 英輔
 委 員 (プール学院大学短期大学部幼児教育保育学科 准教授) 辻 富士子
 委 員 (税理士) 森島 憲治
- 事 務 局 : 子ども青少年局子育て支援部幼保推進課
- 事業担当課 : 子ども青少年局子育て支援部幼保推進課
- 案 件 名 : (1) 既存の幼保連携型認定こども園等の施設整備及び認可変更 (2者)

発言者	内 容
事務局	(案件1) について 申請書類の内容を説明。 (1) 設置・運営予定地について (2) 建物等の整備計画について (3) 建物等の整備に係る資金計画について (4) 職員の採用計画、処遇について
委員	説明に対する質疑応答 (1) 乳児を保育する施設と幼児を保育する施設が離れていることから、保育において配慮すべき事項について (2) 遊戯室の設置について 審査の結果、当該案件について、国庫補助協議の対象として差し支えないこと、認可に当たって基準を満たしていることを確認 堺市社会福祉審議会規程 (抜粋) (部会の会議の特例) 第6条 部会長は、委員の都合等により会議を開催することが困難と認めるときは、書面回議の方法により審議を行い、会議の開催に代えることができる。